

仕 様 書

都市計画局 住宅室 すまいまちづくり課

(担当 若林、巽 電話 222-4016)

件 名	京都市崇仁市営住宅解体撤去工事に係る一般廃棄物収集運搬処理業務
契 約 期 間	契約の日の翌日 ～ 令和8年12月25日
契 約 条 件	本仕様書は、崇仁市営住宅の敷地及び建物内の一般廃棄物の収集運搬処理業務委託について定めたものである。 1 実施場所 崇仁市営住宅32号棟（住所：京都市下京区川端町11番地）  2 委託業務 次の各号に掲げる要領により、収集範囲内から排出される一般廃棄物を収集運搬処理すること。 (1) 敷地及び建物内の一般廃棄物収集については、受託者において適正に敷地及び建物内から運搬及び積み込みを行うこと。 (2) 建物内の一般廃棄物で、本来の建物部分以外のもの（ブラインド、マット等）については、全て受託者において取外しのうえ、建物内からの運搬及び積み込みを行うこと。 ただし、流し台、建具類、畳等、建物と一体となっているものは収集を要しない。 (3) 鉄類、古紙類等の有価とすることが可能な物の売却代金については、業務受託者のものとする。

	(4) 産業廃棄物が含まれていた場合には、一般廃棄物と区別し、一般廃棄物のみを適切に処理すること。 ※ 産業廃棄物があった場合、直ちに本市に報告すること。 3 収集物数量等 崇仁市営住宅32号棟内の残置物が存する可能性がある空間として、北棟422.7㎡（2階建て）、南棟242.6㎡（2階建て）を想定している。 廃棄物の下見については、必ず6に記載の連絡先へ予約し、指定された時間に下見場所へ来ること。予約のない業者及び指定された時間を厳守しない業者については、下見を断る場合がある。 なお、下見を行わずに入札に参加することは差し支えないが、電話等による廃棄物の状態等に対する問合せは一切受け付けない。また、下見の有無に関わらず契約金額の変更には応じない。 4 実施日時 契約日以降から令和8年12月25日（金）までの間で、当課担当者と事前協議のうえ決定する。 なお、実施日については、土曜、日曜及び祝日を除き、実施時間については午前9時から午後5時の間で設定するものとする。 5 その他 (1) 業務の受託人は、その実施に関し住宅室すまいまちづくり課と綿密に連絡を取り合うこと。 (2) 本仕様書に掲げる業務以外の作業が必要になった場合は、別途協議する。 (3) 本業務の受託人は京都市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物収集運搬業許可を受けているものに限る。 許可を受けていることを示す許可証の写しを提出すること。 6 当課担当者 京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課 まちづくり推進担当 若林、巽 電話 075-222-4016
--	---